

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外循環水配管逆洗弁ピット排水ポンプ（A）液位スイッチ端子台ビスに腐食が認められたため、当該端子台を交換	D	
2	1号機	屋外ストームドレンサンプル建屋ストームドレンサンプルタンク（A・B）上面の一部に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	D	
3	1号機	中央操作室当直長席の外線電話に通話不能が認められたため、当該電話を点検・修理	D	
4	1号機	中央操作室換気空調系空調機（B）1号機側出口ダンパに動作不良（開固着）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	C	
5	3号機	ページング装置の通話回線1（全3回線）に通話不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
6	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（A）の動作位置「非捕集」表示ランプの不良（暗い）が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉建屋エレベータ内天井蛍光灯カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
8	4号機	制御棒定例動作確認試験において、制御棒（14-27）の1ノッチ挿入時、ラッチ機構に動作不良（長押し操作実施により良好）が認められたため、対応検討	対象外	
9	5号機	工具センタより貸出した電工ドラムの返却時確認において、過負荷によるコンセント部の損傷（こげ）が認められたため、対応検討	C	
10	5号機	主発電機水素ガス冷却系漏えい試験において、機内水素ガスドラフト計の配管継ぎ手部からリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	主低圧タービン（C）ロータ点検において、ロータ吊り上げ用ナイロン製ベルトが伸び差計に接触し変形が認められたため、当該伸び差計を修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	低圧タービン遮へい材取り外し作業において、補強鋼材固定用ボルト・ナット28本（全66本中）のネジ部にカジリ等が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
13	5号機	高圧タービン車室出口抽気系配管フランジ分解点検において、ボルト・ナット25本（全32本）のネジ部にカジリが認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
14	5号機	原子炉建屋排水ファンネル点検において、ストレーナ腐食の不具合（1箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
15	5号機	廃棄物処理建屋排水ファンネル点検において、内部腐食等の不具合（6箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
16	5号機	タービン建屋排水ファンネル点検において、内部腐食等の不具合（7箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
17	5号機	循環水ポンプ（C）点検において、下部軸受スリーブに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
18	6号機	原子炉再循環MGセット補機冷却系冷却水サージタンク水位調整弁制御用空気配管に変形が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
19	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-47）の制御棒挿入側隔離弁が、本来「全閉」であるべきところ「全開」になっていたため、対応検討	C	
20	6号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（原子炉格納容器スプレイ系機能検査）の記録確認において、成績書の添付資料（検査手順）に誤記が認められたため、当該箇所を訂正及び対応検討	C	
21	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）伝熱管過流探傷検査において、伝熱管（1本）に判定基準値外が認められたため、当該部に閉止栓を施工	D	
22	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）燃焼排気ガス1次セラミックフィルタ（A）差圧計低圧側元弁に固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで